

関係者各位

国土交通省が施行する「一般国道55号改築工事（阿南安芸自動車道「安芸道路」）」について、令和8年1月20日付け高知県告示第19号をもって、土地収用法の規定に基づく手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆さんに、次の事項をお知らせします。

記

- 一 手続開始の告示があった起業地
- イ 収用の部分
 - 高知県安芸市西浜字十六代畝先地内
- ロ 使用の部分
 - 高知県安芸市西浜字十六代畝先地内

（注）起業地を表示する図面は安芸市役所建設課でご覧いただけます。

- 二 土地価格の固定について
起業地については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 補償を受けられる者の範囲について
土地所有者以外の者で手続開始の告示のあった日以後に新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継した場合を除き、補償を受けることはできません。
また、裁決申請後に裁決手続開始決定登記がされた権利を承継した者は、特別な場合を除き、損失の補償を受けることはできません。
- 四 土地の保全について
手続開始の告示があった日以後においては、何人も、高知県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはなりません。
- 五 補償の制限について
土地所有者又は関係人は、起業地について手続開始の告示があった日以後において、土地の形質を変更したり、工作物を新築等したり、又は物件を附加増置したりしたときは、あらかじめ高知県知事の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。
- 六 裁決の申請の請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省四国地方整備局長に対し、裁決の申請をするよう請求することができます。
- 七 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、国土交通省四国地方整備局長に対し、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 八 明渡裁決の申立てについて
土地所有者及び関係人からも、直接高知県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることができます。
- 九 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所用地第一課及び安芸市役所建設課において配布いたします。
- 十 その他不明な点については、高知県高知市江陽町2番2号所在の国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所用地第一課にご照会ください。

電話（088-885-4823）

国土交通省